

条例第 16 号

財産区管理会委員手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 25 日

宇和島市長

岡原文彰

財産区管理会委員手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例

財産区管理会委員手当及び費用弁償条例（平成17年条例第80号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="271 520 987 552"><u>財産区管理会委員手当及び費用弁償条例</u></p> <p data-bbox="197 568 286 600">（目的）</p> <p data-bbox="174 619 1115 746">第1条 この条例は、宇和島市清満、御槇、畑地財産区管理会の委員（以下「委員」という。）に対する<u>手当</u>及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p data-bbox="197 767 376 799">（<u>手当</u>の支給）</p> <p data-bbox="174 818 1115 946">第2条 委員が委員会の会議に出席したとき、又は職務に従事したときは、その日数に応じ、1日につき<u>7,000円</u>の範囲内で市長の定める額の<u>手当</u>を支給する。</p>	<p data-bbox="1234 520 1951 552"><u>財産区管理会委員の報酬及び費用弁償に関する条例</u></p> <p data-bbox="1160 568 1249 600">（目的）</p> <p data-bbox="1137 619 2078 746">第1条 この条例は、宇和島市清満、御槇、畑地財産区管理会の委員（以下「委員」という。）に対する<u>報酬</u>及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p data-bbox="1160 767 1339 799">（<u>報酬</u>の支給）</p> <p data-bbox="1137 818 2078 946">第2条 委員が委員会の会議に出席したとき、又は職務に従事したときは、その日数に応じ、1日につき<u>7,600円</u>の範囲内で市長の定める額の<u>報酬</u>を支給する。</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。